

24川監公第4号

平成24年3月26日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松川欣起
同	奥宮京子
同	東正則
同	石川建二

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 建設緑政局

各区役所道路公園センター

監査の範囲 平成23年度に契約した工事並びに平成22年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事のうち、平成24年3月31日までに完了するもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成23年10月27日から

平成24年 3月16日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の範囲に示した工事及び工事関連の業務委託332件のうちから、工事50件及び業務委託10件の合計60件（別表）を抽出し、これらが計画、設計、積算、施工等の段階において、各業務は適切に実施されているか、また、監査の重点項目として、設計金額の積算は適切に行われているかについて、設計図書及び施工関係書類の審査並びに現場調査を行った。

その結果、一部の工事において次のとおり改善措置を要するものがあり、この中には重点項目として審査した設計・積算に関するものも見受けられたことから、担当者は積算基準等を十分に理解した上で設計を行うとともに、業務に当たる組織においては、経験の浅い職員への指導及び設計内容のチェックを充実することなどによって、より正確かつ適正な工事執行を望むものである。

1 設計に必要な業務仕様を定めた上で見積りを取得すべきもの

本工事は、市域の主要幹線道路において、大地震時の緊急輸送路として

の機能を確保する目的で、橋梁の脱落及び橋脚の倒壊を防止するため橋脚等の補強を行うものである。

このうち、設計変更における共通仮設費についてみたところ、安全費として計上した警戒船業務は、積算基準に歩掛りがないため見積りにより算定されている。しかし、この見積りの取得に際して、使用する船舶の規格、業務員数等についての業務仕様を定めていないことから、これにより算定した設計金額の根拠及び必要となる業務の実施について確認できないものとなっていた。

積算において見積りを採用する際には、業務の内容に応じた仕様を明確に示した上で見積りを取得して設計金額を算定されたい。

(注) 警戒船業務とは、工事の周辺水域における航行船舶の安全等を確保するために、船舶により警戒を行うものをいう。

(監査番号 10) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

2 緊急工事における出来高精算において人工数等の確認を適切に行うべきもの

本工事は、緊急を要する道路補修等の工事を行うもので、おおむね半年ごとの工期で舗装工事として発注され、道路破損等の復旧処置に関する個別の指示により工事を行い、その結果は工期末までに請負者から施工調書、工事写真及び日報により報告される。監督員はその報告内容から、工事に従事した人工数及び使用材料を確認し、変更設計により精算を行うものである。

このうち、工事の出来高に基づく精算についてみたところ、一部の工事において施工調書、工事写真等の提出物から、変更設計に計上した人工数

及び作業員の職種を把握することができず、労務費の算定額が適切であるかを確認できないものとなっていた。

緊急工事における設計・監督の取扱要領によると、工事費の精算に当たっては、労務費は写真等で人工数の把握をすることとされていること、また、査定額が過大とならないよう十分注意することと規定されていることから、精算を行う際には、請負者から人工数及び作業員の職種を確認できる提出物を求め、適切に査定を行われたい。

(監査番号 13、18、24、30、33、36、45) (川崎区役所道路公園センター整備課、幸区役所道路公園センター整備課、中原区役所道路公園センター整備課、高津区役所道路公園センター整備課、宮前区役所道路公園センター整備課、多摩区役所道路公園センター整備課、麻生区役所道路公園センター整備課)

3 公共下水道への接続に関する事前協議を行うべきもの

本工事は、損傷している歩車道の舗装打換え、雨水排水施設における不具合箇所の補修等により市道の整備を行うものである。

このうち、雨水排水施設の補修における集水柵の設置についてみると、集水柵から下水本管に接続する工事に際して、工事に関する事前協議が行われていなかった。この協議は、不良工事の防止、下水道台帳の適正な管理等のために、下水本管への接続位置、取付管の口径などについて行うものである。

道路管理者及び公共下水道管理者間において締結した、雨水に関わる業務分担に関する要領によると、雨水集水柵等の排水構造物から下水本管に接続する際には、工事内容について事前協議を行うものとされていること

から、公共下水道管理者との協議を行われたい。

(監査番号 13、49) (川崎区役所道路公園センター整備課、麻生区役所道路公園センター整備課)

4 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち、軽易な事項であるが適切に執行すべきものがあり、その概要は次のとおりである。

(1) 変更設計に伴う間接工事費の積算を適切に行うべきもの

直接工事費の増額に伴う間接工事費の積算において、経費率の低減を行わず算定していた事例

(注) 間接工事費とは、一般管理費を含む共通仮設費及び現場管理費をいう。

(監査番号 1) (建設緑政局緑政部公園緑地課)

(2) 補償工事の整備範囲等について文書による約定をもとに設計・施工すべきもの

工事内容について書面による取り交わしがなく、整備面積等の根拠を確認できなかった事例

(監査番号 9) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

(3) 河川工事におけるコンクリート構造物に関する種別等の適用を適切に行うべきもの

工事費の積算において、積算基準に基づくコンクリート構造物の打設工法の選定が適切でなかった事例

(監査番号 40) (多摩区役所道路公園センター整備課)

(4) 電気設備工事の設計及び工事監理の責任を明確にすべきもの

駐輪場整備工事における一部工事の設計者及び監督員の設定が、業務を実施した担当者と異なっていた事例

(監査番号48)(麻生区役所道路公園センター整備課)